

あらたま福祉会後援会 会則

(名称)

第1条 この会は、あらたま福祉会後援会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、たんぼぼ保育園(名古屋市瑞穂区洲山町3-44)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、すべての子どもたちの豊かな発達を保障するため新瑞福祉会の事業への援助・協力をを行い、本会並びに社会福祉法人新瑞福祉会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人新瑞福祉会の事業への援助・協力
- (2) 会員相互の親睦
- (3) 広報活動
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 個人会員 趣旨に賛同する卒園児及びその保護者ならびに退職職員
- (2) 団体会員 趣旨に賛同する団体
- (3) 特別会員 福祉会に勤務する職員ならびに在園児及びその保護者

(入会・退会)

第6条 個人会員・団体会員の入会・退会については、以下の手続きによる。

- (1) 入会は、入会申込書の提出と会費を納入することによって完了する
- (2) 退会は、退会申込書の提出による。ただし会費の返還は行わない。

(会費)

第7条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 終身5,000円
- (2) 団体会員 終身5,000円
- (3) 特別会員 別途定めによる

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1名

(役員を選任・欠員)

第9条 本会の役員は、第11条で定める総会で、会員の中から選出する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期途中で役員に欠員ができた場合は、役員会で後任の役員を選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。事務局長は、会長を補佐し、会務の執行にあたり、事務局長業務を統括する。理事は、会務を分掌し、会務の執行にあたる。監事は財産状況及び会務を監査し、役員会に報告する。

(会議)

第11条 本会の会議は次の通りとし、会長が招集する。

- (1) 総会 会員で構成し、2年に1回開催する。総会では、活動報告、活動方針、会計報告、予算報告、役員選出、会則の改正などを行う。
- (2) 役員会 役員をもって構成し、年1回以上開催して、活動方針・収支予算の立案及び総会の決定に基づいて会務の執行にあたる。
- (3) その他 必要に応じて行う。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は毎年4月1日始まり翌年3月31日に終了する。

(設立年月)

第13条 本会の設立年月日は2015年9月13日とする。

(付則) 本会則は2015年9月13日より施行する。